

緊急の団体（総長）交渉を行います

8月10日の人事院勧告が、11月1日に閣議決定されたことを受け、本学の「人事院勧告への対応等(案)」について、組合と過半数代表に対して、説明会が11月2日に開催されました。

大学法人は、閣議決定の内容にある「特殊法人等の役職員の給与改定に当たっても、国家公務員の給与水準も十分考慮して給与水準を厳しく見直すよう要請する…」の「特殊法人等」の「等」に含まれるため、**人事院勧告通りの賃下げを実施する。ただし、本給の本年4月に遡及しての減額は行わないとのこと。**

組合は、

- ・法人化後は、国家公務員ではないのにも関わらず、公務員に対する人事院勧告に準拠していること、
 - ・人勧準拠を主張するだけで、財政上を含めて引き下げる必要性を説明していないこと、
 - ・名大の事務・技術職員の給与は国家公務員よりも10%も低いこと、
 - ・人勧では医師は、人材確保の面から今回の賃下げから除外されているため、看護師や教員（名大の医師は教員に含まれます）も含めてこの理論が成り立つのではないかということ、
 - ・給与表では高位号給が引き下げられ、さらに55歳以上で1.5%減額となり、二重引き下げとなること、
- 等から、この賃下げに反対します。

組合は、11月2日付けで団体交渉を申入れ、交渉の日程が以下のように決まりました。

団体交渉は、労働協約に基づき大学側及び組合側とも原則として8名以内の交渉委員で行い、各15名以内の傍聴者の参加が認められています。

傍聴を希望される方は、希望日を記載のうえ、名大職組書記局か支部役員までお知らせ下さい。

名大職組書記局 内線：東山 4913 E-MAIL nuufs@nuufs.org

傍聴者登録の締切：11/8予備交渉 → 11月8日(月) 正午 11/10本交渉 → 11月9日(火)

(団体交渉への参加は、職務専念義務免除(特別休暇)になります)

*どなたでも参加可能です。大勢の参加者で団体交渉を盛り上げよう！

予 備 交 渉

2010年11月8日(月) 16:00～17:00(予定)

本部4号館：第9会議室

本 交 渉

2010年11月10日(水) 16:00～18:00(予定)

本部1号館：第2会議室

< 交渉項目 >

1. 人事院勧告に関する賃金カット問題について
2. パート職員の5年期限問題について の二つです。

< 本学の人事院勧告への対応(案)の内容について >

55歳を超える一般職(一)6級以上、教育(一)5級以上の教授、教育(二)4級以上の附属学校副校長、医療(一)6級以上の部長、副部長、医療(二)6級以上の看護部長(名大には該当者無し)は本給び管理職手当での支給額を△1.5%。

さらに中高年齢層(40歳台以上)は例外なく、本給平均△0.1%という提案です。

また、現給保障適用者の本給月額に関しても、2006年3月31日の本給月額に99.59/100を乗じて得た額に引き下げ。(現在より△0.0017)(現在は99.76/100を乗じて得た額)

その上、年齢に関係なく、2010年12月のボーナスは、合計で2.2→2.0ヶ月に減額。

(期末手当を1.5→1.35ヶ月、勤勉手当を0.7→0.65)

2011年以降は6月分(期末手当を1.25→1.225ヶ月、勤勉手当を0.7→0.675)合計で1.95→1.9ヶ月に、12月分は(期末手当を1.5→1.375ヶ月、勤勉手当を0.7→0.675)合計で2.2→2.05ヶ月に減らされます。(一年で△0.2ヶ月)

これにより、当局のモデル賃金試算(一般職(一))では下記の通りとなります。

給与月額が下がらない年齢層の例では、

- ・25歳(独身)掛員 △41,620円(年)
- ・30歳(配偶者あり)掛員 △51,912円(年)

月給のカットを伴う例では、

- ・40歳(配偶者+子供1人)掛長 △80,384円(年)
- ・45歳(配偶者+子供2人)掛長 △87,452円(年)
- ・50歳(配偶者+子供2人)課長 △108,296円(年)
- ・55歳(配偶者+子供2人)課長 △111,440円(年)
- ・58歳(配偶者+子供2人)課長 △237,494円(年)

* 年間給与は、本給、扶養手当、管理職手当及び、地域手当を基礎に算出。

今回の提案は、名古屋大学のホームページ(学内専用ページ)に公開されています。詳しくはこちらをご参照下さい。

<名大ホームページ> <http://www.nagoya-u.ac.jp/>
名大ホームページトップページ→学内専用(画面左下)→教員向けその他→名古屋大学職員就業規則等の改正について→平成22年人事院勧告への対応等について(案)

< 契約・パート職員について >

パート職員のうち、給与が

- ・従前の例(1-33頭打ち)
- ・5期目までの単価表
- ・「高度」の単価表

に基づいて支給されている方については、人事院勧告の賃下げ適用外となりますので、賃下げはありません。大半の方はこれに当てはまります。

ただし、俸給表に基づいて給与が支払われている契約・パート職員の方で対応する俸給表が減額となる方(例:教育職(一)5級が適用されている研究員、医療職(二)が適用されているパート看護師の一部)については、賃下げとなります。該当者はごく数名とのこと。非常勤講師(客員)の一部についても、減額となる。

また、契約職員のうちボーナス支給されている方は、正規職員同様、ボーナスについて引き下げとなる。

< 昇級の回復について >

若年・中堅層(43歳未満)の職員については、2011年4月1日付けで、これまで抑制してきた昇級を1号給回復する。

現政権下では、人勧よりさらに値下げの意見もあったことから、閣議決定を待ったため、10月の部局長会では提案できず、11月2日の「部局長懇談会」で提案となり、11月16日の教育研究評議会にかけようとする。

また、今回の提案に「障がい者雇用」推進のための時間給設定の提案も同時にあったため、名大での対応方針についての疑問も出されました。